

2 前項の場合において、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一号)第十六条第一項に規定する再保険の契約を締結したときは、前項の金額を当該再保険の契約を締結した生命保険会社を相手方とする勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険に関する契約に基づき払込みが行われた保険料の金額と、当該再保険の契約を締結した生命保険会社と同項の金額に係る勤労者財産形成貯蓄契約等を締結した生命保険会社とみなして第十一条及び第十二条第一項の規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する旧簡易生命保険契約に関し必要な事項は、政令で定める。

(労働保険特別会計法の一部改正)

第八十五条 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条第二項中、「第三条第三項」を、「第三条第五項」に改める。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第八十六条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第六項を削る。

第二十条第六項を削り、同条第三項中、「第一項」を、「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十九条第二項を削り、同条第三項中、「郵便振替」とし、又は「を削り、同項を同条第二項とする。

附則第七条第一項中、「及び第二項」を削る。

(郵便切手類模造等取締法の一部改正)

第八十七条 郵便切手類模造等取締法(昭和四十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「日本郵政公社」を、「郵便事業株式会社」に改める。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)

第八十八条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第七項第二号中、「郵便貯金又は」を削る。

(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の一部改正)

第八十九条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中、「国又は日本郵政公社が、それぞれの」を、「国が、その」に改め、又は日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金」を削る。

(財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正)

第九十条 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

第六条第二項第一号中(前条の規定により郵便貯金資金及び簡易生命保険資金について準用する場合を含む。))を削り、「第二号第一項各号」を、「同条第一項各号」に改め、同条を第五条とする。

(活動火山対策特別措置法の一部改正)

第九十一条 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中、「国又は日本郵政公社が、それぞれの」を、「国が、その」に改め、又は日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金」を削る。

(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第九十二条 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を削る。

(北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正)

第九十三条 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項を削る。

(特許特別会計法の一部改正)

第九十四条 特許特別会計法(昭和五十九年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中、「第三条第三項」を、「第三条第五項」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十五条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第一項中、「第十三項及び第十四項」を、「及び第十三項」に改め、同条第十四項を削る。

(児童扶養手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第九十六条 児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項を削る。

(登記特別会計法の一部改正)

第九十七条 登記特別会計法(昭和六十年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「第三条第三項」を、「第三条第五項」に改める。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十八条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一条第一項中、「第九十九条第三項」の下に、「(共済法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。))」を加え、同項を、「共済法第九十九条第三項」に改める。

(消費税法の一部改正)

第九十九条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四号イを次のように改める。

イ 郵便事業株式会社が行う郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)第一条(定義)に規定する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証券(以下この号及び別表第二において「郵便切手類」という。)の譲渡及び郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第百二十三号)第三条第一項(郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託)に規定する郵便局株式会社等の営業所若しくは同法第八条第一項(施設設置)に規定する再委託業務を行う施設若しくは郵便切手類販売所(同法第四条第三項(郵便切手類の販売)の規定による承認に係る場所(以下この号において「承認販売所」という。)を含む。))における郵便切手類又は印紙をもつてする蔵入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)第三条第一項各号(印紙の売渡場所)に定める所(承認販売所を含む。)(若しくは同法第四条第一項(自動車検査登録印紙の売渡場所)に規定する所)における同法第三条第一項各号に掲げる印紙若しくは同法第四条第一項に規定する自動車検査登録印紙(別表第一において「印紙」と総称する。)の譲渡

別表第一第五号ニを削り、同号ホを同号二とする。

別表第三第一号の表日本郵政公社の項を削る。